

原議保存期間	1年(平成30年3月31日まで)
有効期間	二種(平成30年3月31日まで)

警視庁組織犯罪対策部長
各道府県警察の長 殿
各方面本部長
(参考送付)
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁暴発第30号
平成29年2月14日
警察庁刑事局組織犯罪対策部
暴力団対策課長

都道府県暴力追放運動推進センターにおける相談業務の適正な運営に関する
指導の実施について

近年、社会における暴力団排除機運の高まりに伴い、都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都道府県センター」という。）が果たすべき役割及び都道府県センターに対する国民の期待がより一層大きなものとなっていることに鑑み、その相談業務の適正な運営を確保するため、各都道府県警察においては、下記により都道府県センターに対し必要な指導をされたい。

記

1 都道府県センターが相談業務に付随して行う情報提供に関する規程の整備

都道府県センターの相談業務に関しては、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号。以下「規則」という。）第7条により各都道府県センターにおいて整備された相談事業の実施に関する規程（以下「相談事業規程」という。）に基づいて運用されているところであるが、相談業務に付随して行われる都道府県センターが保有する暴力団に関する情報（以下「暴力団情報」という。）の提供については、統一的な規程が整備されていないことから、都道府県センターに対し、次のとおり関係規程の整備を指導すること。

(1) 相談事業規程の改正

都道府県センターにおける暴力団情報の提供は、相談業務に付随して行われていることから、相談事業規程の改正例（別添1）を参照の上、都道府県センターの相談事業規程の「相談の処理」に関する条項に情報提供に関する基本的な事項を規定すること。

なお、都道府県センターごとにそれぞれの相談事業規程の内容に即した文言等として差し支えないが、改正例の趣旨に反することがないよう留意すること。

(2) 暴力団情報の提供に関する規程の整備

都道府県センターにおける情報提供要領については、一部の都道府県センターを除き定められていないことから、都道府県センターにおける暴力団情報の提供が全国的に統一的かつ適正になされるよう、モデル暴力団情報提供要領（別添2）を参照の上、都道府県センターにおいて規程を整備すること。

なお、既に情報提供要領を制定している都道府県センターにおいては、現行の

規程をモデル暴力団情報提供要領を踏まえて改正するなど適切に対応すること。

2 暴力追放相談委員に対する教養等の実施

暴力団情報については、暴力団員による犯罪の検挙等に係る報道記事等のいわゆる公知情報であるが、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に定める個人情報に当たると解され、都道府県センターにおいて厳格に管理する責任を負っていることから、相談業務における適正な暴力団情報の提供を徹底するため、次のとおり都道府県センターの暴力追放相談委員（以下「相談委員」という。）に対する教養等を行うこと。

(1) 暴力団情報の提供に関する規程の整備に伴う教養

都道府県センターにおける前記 1 (2) の規程の整備又は改正の機会をとらえ、改めて相談委員に対し、相談業務の重要性並びに暴力団情報の適正な管理及び提供要領について教養を実施すること。

(2) 相談委員の新規採用に伴う教養

都道府県センターに新規採用され相談委員に委嘱された職員に対しては、その都度、前記 2 (1) の教養を実施すること。

(3) 都道府県センターからの援助の申出等の機会における継続的な助言等

都道府県センターから都道府県警察に対して、相談事案の引継ぎ、対応に関する相談、規則第 11 条の援助の申出を受けるなどした際や、月ごとの相談業務の実施状況の報告を受けた際など、随時の機会をとらえ、継続的に前記 2 (1) の内容について適切な助言等を行うこと。

別添 1 （略）

別添 2 （略）